

議案第6号

愛西市社会教育委員設置条例の一部改正について

愛西市社会教育委員設置条例（平成17年愛西市条例第77号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）による社会教育法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第6号

愛西市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

愛西市社会教育委員設置条例（平成17年愛西市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1項」を削る。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。